

令和7年5月29日

建設緑政局関係議案資料 (その4)

議案第108号

訴訟上の和解について

建設緑政局

多摩11号線路面段差自動二輪車転倒負傷事故(損害賠償請求訴訟)

1 議案の概要

横浜地方裁判所第6民事部合議A係令和5年(ワ)第4671号損害賠償請求事件及び、横浜地方裁判所第6民事部合議A係令和6年(ワ)第217号求償金請求事件について、和解したため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を諮るもの。

2 事件の概要

第1事件原告 大和市在住の方 令和5年(ワ)第4671号損害賠償請求
第2事件原告 原告加入の保険会社 令和6年(ワ)第217号求償金請求
発生場所 多摩区三田4丁目5548番地1先 市道多摩11号線
発生日時 令和3年12月10日(金) 午前9時30分頃 天候(晴)

原告が生田駅付近にある職場に向かうため、市道多摩11号線を時速約40kmで長沢方面から生田駅の方面へ走行中、道路中央付近に生じていた轍掘れによる隆起箇所を通過したところ、当該隆起箇所の前輪を取られて転倒し、負傷するとともに、転倒時にバイクのみが走り出したことにより車両の左右ボディが破損した。原告に損害を生じさせるに至ったのは、本市の道路の管理に瑕疵があったためであるとして、原告は、本市に対して損害賠償を請求した。

なお、本件に係る人身被害については、原告加入の保険会社(以下、「原告保険会社」という。)に保険金請求し、保険金の支払いを受けたため、原告保険会社から市に代位請求がなされている。

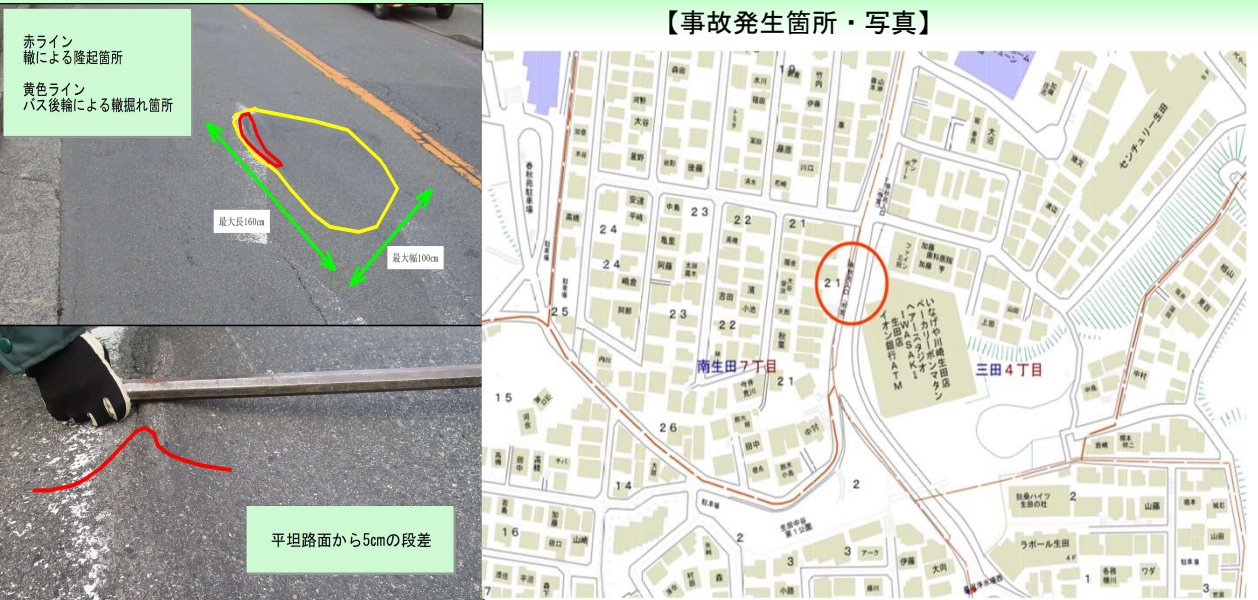
3 訴訟の経過

令和3年12月10日 事故発生
令和4年12月27日 当事者弁護士に示談案を提示
令和5年1月16日 当事者弁護士から過失割合の交渉されるが断る
令和5年5月23日 当事者加入の保険会社より人身損害部分の代位請求を受ける
令和5年11月7日 訴えの提起
令和6年1月31日～令和7年3月11日 口頭弁論等 計10回
(令和6年3月7日 第2回期日 求償金請求事件を併合審理)
(令和7年1月31日 第9回期日 裁判所から和解案の提示)

4 双方の主張

(原告の主な主張)
(1)本件隆起は5cmより大きく、道路の隆起は転倒の危険性を有しており、营造物の管理上瑕疵がある。
(2)本件事故は本件車両の下部が接触したことにより発生した。本件車両のロードクリアランスが短く、本件隆起の沈み込みにより、本件車両の下部が本件隆起に接触し転倒につながった蓋然性が高い。

(本市の主な主張)
(1)本件隆起は、傾斜をつけながら徐々に隆起していることから、当該隆起部が自動車交通にとって著しい障害となるようなものではない。
(2)事故発生時間帯が日中で、本件道路は見通しの良い道路であることからすると、通常の注意力をもっていれば、道路の隆起の発見は可能であり、原告は、前方を注視して当該隆起部を早期に発見し、直ちに回避する措置を講じて安全に走行すべきであったのに、これを怠り漫然と運転していたことが原因である。



5 和解協議について

(1)令和7年1月31日の弁論準備手続き期日において、裁判所から訴訟上の和解手続きに入ることが提案された。
(2)裁判所から本市が第1事件原告に対し、本件解決金として97万9,581円の支払義務があることを認めること及び本市が第2事件原告に対し、本件解決金として100万円の支払義務があることを認めることや、原告は、その余の請求をいずれも放棄すること、また、原告及び本市は、本件に関し、和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認することなどの和解内容が示され、令和7年3月11日の和解協議において、原告、本市双方が和解に応じる意思があることを確認した。

項目	原告主張額	被告主張額	和解案
治療費	¥910,363	¥344,673	¥627,518
通院交通費	¥62,942	¥14,226	¥39,524
休業損害	¥1,263,526	¥0	¥389,296
傷害慰謝料	¥895,334	¥895,334	¥895,334
後遺障害慰謝料	¥2,900,000	¥0	¥0
逸失利益	¥5,922,038	¥0	¥0
物損分	¥752,017	¥0	¥522,805
合計額	¥11,543,462 (弁護士費用等を含む)	¥250,847 (8割を相殺)	¥1,979,581 (2割を相殺)

本件訴訟において、本市は道路管理の瑕疵はないと主張してきたが、裁判所は当該轍掘れの形状・位置などから市の管理に瑕疵があったとしている。

一方で、原告請求額の大半を占めていた後遺障害慰謝料や逸失利益については認定されなかった他、治療費の一部も過大であるとして認められないなど、本市の主張も一定程度認められている。本市の過失が8割と大きい過失割合となっているが、代理人からもこれ以上の過失を主張するのは困難であり、和解案に応じるのが適当との意見がなされている。

以上のことから、本市弁護士及び保険会社との協議の結果、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により紛争が早期に解決することも勘案し、和解案を受け入れることとしたい。